

目 次

津市条例

- 津市子ども・子育て会議条例
津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例
津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の設置及び管理に関する条例
津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
津市市税条例の一部を改正する条例
津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
津市介護保険条例の一部を改正する条例
津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例
津市立学校設置条例の一部を改正する条例
津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市事務分掌規則の一部を改正する規則
平成25年10月1日における号給の調整に関する規則
津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市訓令

- 津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市告示

- 平成25年産麦共済（一筆方式）に係る共済金の支払額及び減収量等の公表
放置自転車等の撤去及び保管
津市榎原自然の森温泉保養館の使用料徴収業務の委託
津市榎原自然の森の使用料徴収業務の委託

津市公告

- 開発行為に係る工事の完了
開発行為に係る工事の完了
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
条件付一般競争入札執行

条件付一般競争入札執行
条件付一般競争入札執行
条件付一般競争入札執行
開発行為に係る工事の完了
開発行為に係る工事の完了

津市教育委員会告示

津市教育委員会の開催

津市選挙管理委員会告示

芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における当選人
芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第31号

津市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育てに係る施策の円滑な実施を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理することとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する所掌事務に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て関係団体の代表者
- (5) 公募による者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者等に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第32号

津市産業・スポーツセンターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、産業・スポーツセンター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における産業及びスポーツの振興並びにレクリエーションの増進を図るため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 津市産業・スポーツセンター

(2) 位置 津市北河路町19番地1

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を設置する。

(1) メッセウイング・みえ

(2) サオリーナ

(3) 三重武道館

2 サオリーナに別表第1に掲げる施設を設ける。

3 三重武道館に別表第2に掲げる施設を設ける。

(事業)

第5条 メッセウイング・みえにおいては、次に掲げる事業を行う。

(1) 展示場その他の施設の利用に関すること。

(2) 産業情報の収集及び提供、物産・新商品等を展示する場の提供に関する

こと。

(3) 各種展示会、見本市及び各種イベントの開催の促進に関すること。

(4) その他市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第6条 メッセウイング・みえの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) メッセウイング・みえの使用の許可に関する業務

(2) メッセウイング・みえの施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第8条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いメッセウイング・みえの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

(1) メッセウイング・みえの管理に係る事業計画書

(2) メッセウイング・みえの管理に係る収支計画書

(3) 申請者の経営状況を説明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) メッセウイング・みえの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。

(2) メッセウイング・みえの効用を最大限に發揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

(3) メッセウイング・みえの管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) メッセウイング・みえの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 第16条第1項に規定する利用料金の収入の実績
- (3) メッセウイング・みえの管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第13条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第12条 市長は、メッセウイング・みえの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第13条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

第14条 メッセウイング・みえを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、メッセウイング・みえの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(利用料金)

第16条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、メッセウイング・みえの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情により利用料金を前納できないときは、指定管理者の承認を受けて使用後に納付することができる。

2 利用料金は、別表第3及び別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第18条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の前日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第19条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第20条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第15条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第21条 使用者は、メッセウイング・みえに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第13条第1

項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第23条 使用者その他メッセージウイング・みえを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（使用者等に対する指示）

第24条 指定管理者は、メッセージウイング・みえの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項及び第3項並びに別表第1及び別表第2の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第4条関係）

メインアリーナ、サブアリーナ、プール、トレーニングルーム、フィットネススタジオ、フリーウェイトルーム、多目的室、控室
--

別表第2（第4条関係）

柔剣道場、弓道場

別表第3（第16条関係）

メッセージティング・みえ施設の利用料金の上限額

単位 円

使用区分	時間区分	①	②	③	④	
		午前9時 から午後 0時45分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 15分から 午後9時 まで	午前9時 から午後 5時まで	
展示場	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,150円未満のとき	平日の使用 全面	253,050	253,050	288,750	481,950
		3分の2	177,450	177,450	202,650	337,050
		3分の1	92,400	92,400	106,050	176,400
	土曜日、日曜日又は休日の使用	平日の使用 全面	303,450	303,450	346,500	578,550
		3分の2	213,150	213,150	243,600	404,250
		3分の1	111,300	111,300	127,050	212,100
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,150円以上5,250円未満のとき	平日の使用 全面	354,270	354,270	404,250	674,730
		3分の2	248,430	248,430	283,710	471,870
		3分の1	129,360	129,360	148,470	246,960
	土曜日、日曜日又は休日の使用	平日の使用 全面	424,830	424,830	485,100	809,970
		3分の2	298,410	298,410	341,040	565,950
		3分の1	155,820	155,820	177,870	296,940
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5,250円以上のとき	平日の使用 全面	455,490	455,490	519,750	867,510
		3分の2	319,410	319,410	364,770	606,690
		3分の1	166,320	166,320	190,890	317,520
	土曜日、日曜日又は休日の使用	平日の使用 全面	546,210	546,210	623,700	1,041,390
		3分の2	383,670	383,670	438,480	727,650
		3分の1	200,340	200,340	228,690	381,780
屋外展示場	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3,150円未満のとき	平日の使用	47,250	47,250	—	89,250
		土曜日、日曜日又は休日の使用	56,700	56,700	—	107,100

	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用	66, 150	66, 150	—	124, 950
		土曜日、日曜日又は休日の使用	79, 380	79, 380	—	149, 940
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用	85, 050	85, 050	—	160, 650
		土曜日、日曜日又は休日の使用	102, 060	102, 060	—	192, 780
	商談室	平日の使用	3, 150	3, 150	3, 150	5, 250
		土曜日、日曜日又は休日の使用	4, 200	4, 200	4, 200	6, 300
	(大) 兼控室	平日の使用	4, 410	4, 410	4, 410	7, 350
		土曜日、日曜日又は休日の使用	5, 880	5, 880	5, 880	8, 820
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	5, 670	5, 670	5, 670	9, 450
		土曜日、日曜日又は休日の使用	7, 560	7, 560	7, 560	11, 340
	商談室	平日の使用	3, 150	3, 150	3, 150	5, 250
		土曜日、日曜日又は休日の使用	4, 200	4, 200	4, 200	6, 300
	(小) 兼控室	平日の使用	4, 410	4, 410	4, 410	7, 350
		土曜日、日曜日又は休日の使用	5, 880	5, 880	5, 880	8, 820

	の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	休日の使用				
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用	5, 670	5, 670	5, 670	9, 450
		土曜日、日曜日又は休日の使用	7, 560	7, 560	7, 560	11, 340
2階大研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	21, 000	21, 000	21, 000	38, 850
		土曜日、日曜日又は休日の使用	25, 200	25, 200	25, 200	47, 250
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用	29, 400	29, 400	29, 400	54, 390
		土曜日、日曜日又は休日の使用	35, 280	35, 280	35, 280	66, 150
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用	37, 800	37, 800	37, 800	69, 930
		土曜日、日曜日又は休日の使用	45, 360	45, 360	45, 360	85, 050
2階中研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	8, 400	8, 400	8, 400	15, 750
		土曜日、日曜日又は休日の使用	9, 450	9, 450	9, 450	17, 850
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用	11, 760	11, 760	11, 760	22, 050
		土曜日、日曜日又は休日の使用	13, 230	13, 230	13, 230	24, 990

	円未満のとき				
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	15, 120 17, 010	15, 120 17, 010	15, 120 17, 010
					28, 350 32, 130
1階中研修室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	8, 400 9, 450	8, 400 9, 450	8, 400 9, 450
					15, 750 17, 850
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	11, 760 13, 230	11, 760 13, 230	11, 760 13, 230
					22, 050 24, 990
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	15, 120 17, 010	15, 120 17, 010	15, 120 17, 010
					28, 350 32, 130
2階会議室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	11, 550 13, 650	11, 550 13, 650	11, 550 13, 650
					21, 000 25, 200
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は休日の使用	16, 170 19, 110	16, 170 19, 110	16, 170 19, 110
					29, 400 35, 280
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用	20, 790	20, 790	20, 790
					37, 800

	る場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	24, 570	24, 570	24, 570	45, 360
特別会議室	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	14, 700	14, 700	14, 700	27, 300
		土曜日、日曜日又は休日の使用	16, 800	16, 800	16, 800	32, 550
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用	20, 580	20, 580	20, 580	38, 220
		土曜日、日曜日又は休日の使用	23, 520	23, 520	23, 520	45, 570
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用	26, 460	26, 460	26, 460	49, 140
		土曜日、日曜日又は休日の使用	30, 240	30, 240	30, 240	58, 590
ギャラリー	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	15, 750	15, 750	15, 750	29, 400
		土曜日、日曜日又は休日の使用	17, 850	17, 850	17, 850	33, 600
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 3, 150 円以上 5, 250 円未満のとき	平日の使用	22, 050	22, 050	22, 050	41, 160
		土曜日、日曜日又は休日の使用	24, 990	24, 990	24, 990	47, 040
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が 5, 250 円以上のとき	平日の使用	28, 350	28, 350	28, 350	52, 920
		土曜日、日曜日又は休日の使用	32, 130	32, 130	32, 130	60, 480

円以上のとき				
〔備考〕				
<p>1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。</p> <p>2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。</p> <p>3 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。</p> <p>4 展示場及びギャラリーを準備又は原状回復のために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の7の額（100円未満があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>5 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分③（屋外展示場にあっては、時間区分②）の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間（1時間未満は、1時間とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数は、100円とする。）を加算する。ただし、時間区分①、②、③、④の2区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。</p> <p>6 時間区分①、②、③、④の2区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。</p> <p>7 冷暖房時の利用料金については、展示場にあっては1時間（使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、全面使用の場合は9,450円、3分の2使用の場合は6,300円、3分の1使用の場合は3,150円を、ギャラリーにあっては1時間（使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、1,050円を上限に加算するものとする。</p> <p>8 展示場及び屋外展示場を使用する場合の利用料金には、当該個所における電気及び水道の使用に係る料金は含まないものとする。</p>				

別表第4（第16条関係）

メッセウイング・みえ設備器具の利用料金の上限額

単位 円

使用区分			利用料金		
展示場	音響機器	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	全面	1式 10,500
				3分の2	1式 8,400
				3分の1	1式 5,250
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	全面	1式 12,600
				3分の2	1式 10,080
				3分の1	1式 6,300
			平日の使用	全面	1式 14,700
				3分の2	1式 11,760
				3分の1	1式 7,350
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	全面	1式 17,640
				3分の2	1式 14,112
				3分の1	1式 8,820
			平日の使用	全面	1式 18,900
				3分の2	1式 15,120
				3分の1	1式 9,450
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	全面	1式 22,680
				3分の2	1式 18,144
				3分の1	1式 11,340
はね返りスピーカー	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	Aホール	1組 1,050	
			Aホール	1組 1,260	
		土曜日、日曜日又は休日の使用			
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用	Aホール	1組 1,470	
			Aホール	1組 1,764	
		土曜日、日曜日又は休日の使用			
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用	Aホール	1組 1,890	
			Aホール	1組 2,268	

	50円以上のとき	曜日又は休日の使用				
ステージスピーカー	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1組 1組 1組	1,050 1,260 1,470	
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1組 1組 1組	1,764 1,890 2,268	
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1組 1組 1組	1,470 1,050 1,260	
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1列 1列 1列	1,764 1,890 2,268	
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1列 1列 1列	1,470 1,050 1,260	
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1列 1列 1列	1,890 2,268 1,470	
	展示台（電動式）	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1式 1式 1式	31,500 37,800 44,100
		入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日 曜日又は休日の使用	Aホール Aホール Aホール	1式 1式 1式	52,920

	50円以上5, 250円未満のとき	曜日又は休日の使用			
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	Aホール	1式	56,700
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	Aホール	1式	68,040
	展示台（組立式）	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	1,050
			土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	1,260
	入場料等を徴収する場合	平日の使用		1台	1,470
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用		1台	1,764
	入場料等を徴収する場合	平日の使用		1台	1,890
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用		1台	2,268
	吊バトン	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1列	1,050
			土曜日、日曜日又は休日の使用	1列	1,260
	入場料等を徴収する場合	平日の使用		1列	1,470
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用		1列	1,764
	入場料等を徴収する場合	平日の使用		1列	1,890
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用		1列	2,268
	ピンスポット	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	1,575
			土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	1,890

	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用	1 台	2,205	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	2,646	
		平日の使用	1 台	2,835	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	3,402	
	フォロース ポット	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1 台	1,050
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	1,260	
		平日の使用	1 台	1,470	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	1,764	
	机	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用	1 台	1,890
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	2,268	
		平日の使用	1 台	63	
	椅子	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	75
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用	1 台	88
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	105	
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1 台	113
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	136	
	椅子	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1 脚	31
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 脚	37	

	3, 150円未満のとき			
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1脚	43
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1脚	52
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1脚	55
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1脚	66
演壇（組立式）	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1式	3, 150
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1式	3, 780
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1式	4, 410
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1式	5, 292
展示用パネル（大）	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1式	5, 670
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1式	6, 804
	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	52
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	62
展示用パネル（小）	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1台	72
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	87
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1台	93
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	112
展示用パネル（小）	入場料等を徴収しない場合	平日の使用	1台	52
	合又は入場料等を徴収する場合	土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	62

	る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	休日の使用		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	72 87
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50円以上のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	93 112
展示用パネル (蛇腹)	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	52 62
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	72 87
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50円以上のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	93 112
	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	735 882
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50円以上 5, 250円 未満のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	1, 029 1, 234
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50円以上のとき	平日の使用 土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	1, 323 1, 587
	司会者台	入場料等を徴収しない場	平日の使用	1台
				315

	合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	378
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用	1台	441
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	529
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用	1台	567
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	680
金屏風	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	半双	1,575
		土曜日、日曜日又は休日の使用	半双	1,890
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用	半双	2,205
		土曜日、日曜日又は休日の使用	半双	2,646
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用	半双	2,835
		土曜日、日曜日又は休日の使用	半双	3,402
ガーデンテーブル	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	105
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	126
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	平日の使用	1台	147
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	176
	入場料等を徴収する場合で入場料等の額が5, 250円以上のとき	平日の使用	1台	189
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1台	226

ガーデンチ ェア	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1脚	52	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	62	
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1脚	72	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	87	
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1脚	93	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	112	
屋外展示場	テント	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1張	1,050
			土曜日、日曜日又は 休日の使用	1張	1,260
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1張	1,470
			土曜日、日曜日又は 休日の使用	1張	1,764
	ガーデンテ ーブル	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	105
			土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	126
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1台	147
			土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	176
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1台	189	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	226	

		50円以上のとき	休日の使用		
ガーデンチ エア	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1脚	52	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	62	
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1脚	72	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	87	
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1脚	93	
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1脚	112	
商談室兼控室 (大) 商談室兼控室 (小)	姿見	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1台	210
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	252	
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1台	294
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	352	
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1台	378
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1台	453	
2階大研修室	A V 機器 (マイク、ビ デオプロジェクター、 O H P)	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150円未満のとき	平日の使用	1式	2,100
2階中研修室		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1式	2,520	
1階中研修室					
2階会議室		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が3, 1 50円以上5, 250円未 満のとき	平日の使用	1式	2,940
特別会議室		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1式	3,528	
		入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が5, 2 50円以上のとき	平日の使用	1式	3,780

		で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 式	4, 536
パソコンプロ ジェクタ ー	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 台	2, 100	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	2, 520		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 台	2, 940	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	3, 528		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	平日の使用	1 台	3, 780	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	4, 536		
テレビデオ	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 台	2, 100	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	2, 520		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 台	2, 940	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	3, 528		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	平日の使用	1 台	3, 780	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	4, 536		
ギャラリー	展示用パネ ル (大)	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 台	52
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	62		
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 台	72	
	土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	87		

展示用パネル (小)	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	平日の使用	1 台	93
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	112
	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 台	52
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	62
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 台	72
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	87
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	平日の使用	1 台	93
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	112
展示用パネル (蛇腹)	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 台	52
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	62
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 台	72
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	87
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 5, 2 50 円以上のとき	平日の使用	1 台	93
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 台	112
ギャラリー 内展示台	入場料等を徴収しない場 合又は入場料等を徴収す る場合で入場料等の額が 3, 150 円未満のとき	平日の使用	1 式	1,575
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 式	1,890
	入場料等を徴収する場合 で入場料等の額が 3, 1 50 円以上 5, 250 円 未満のとき	平日の使用	1 式	2,205
		土曜日、日曜日又は 休日の使用	1 式	2,646

	未満のとき				
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1式	2,835	
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1式	3,402	
	展示用スポットライト	入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合で入場料等の額が3, 150円未満のとき	平日の使用	1個	105
		土曜日、日曜日又は休日の使用	1個	126	
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1個	147	
	で入場料等の額が3, 150円以上5, 250円未満のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1個	176	
	入場料等を徴収する場合	平日の使用	1個	189	
	で入場料等の額が5, 250円以上のとき	土曜日、日曜日又は休日の使用	1個	226	

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 入場料等の額とは、1人ごとの入場料等の額のうち最高の金額をいう。
- 4 展示場及びギャラリーを準備又は原状回復のために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の7の額（100円未満があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 5 利用料金は、午前9時から午後0時45分まで、午後1時から午後5時まで、午後5時15分から午後9時まで又は午前9時から午後5時までの各区分ごとによる利用料金とする。
- 6 午前9時から午後9時までの時間を超えて使用した場合の利用料金は、当該使用時間に係る利用料金に、その超えて使用した1時間（1時間未満は、1時間とする。）ごとに当該利用料金の4分の1の額（10円未満の端数は、10円とする。）の2割増しの額を加算する。

津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第33号

津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、観光案内交流施設（以下「交流施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 観光及び物産に関する情報並びに市民の交流活動等の場を提供することにより、本市の魅力の発信及び賑わいの創出を図り、もって本市の観光及び物産の振興並びに地域の活性化に資するため、交流施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市伊勢奥津駅前観光案内交流施設
- (2) 位置 津市美杉町奥津1288番地8

(指定管理者による管理)

第4条 交流施設の管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 観光及び物産に関する情報の提供並びに観光施設等の紹介に関する業務
 - (2) 休憩所及び交流の場の提供に関する業務
 - (3) 交流施設の施設、設備器具等の維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務
- (指定管理者が行う管理の基準)

第6条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い交流施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 交流施設の管理に係る事業計画書
- (2) 交流施設の管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 交流施設の運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) 交流施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) 交流施設の管理を適確に遂行するに足りる物的・人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 交流施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 交流施設の管理に係る経費の収支状況
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、交流施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 交流施設を利用する者（以下「利用者」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(利用者に対する指示)

第14条 指定管理者は、交流施設の管理上必要があるときは、利用者に対する指示をすることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のための手続その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第34号

津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、職員の給与を減ずる措置を講ずるため、津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）等の特例を定めるものとする。

（津市職員の給与に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、津市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年津市条例第298号）附則第7条の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の1.59
	3級から6級まで	100分の3.09
	7級以上	100分の4.09
教育職給料表（一）	1級	100分の1.59
	2級及び3級	100分の3.09

	4級	100分の4.09
教育職給料表（二）	1級	100分の1.59
	2級及び3級	100分の3.09

- 2 特例期間においては、給与条例第41条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給与条例第41条第1項 前項に定める額
 - (2) 給与条例第41条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - (3) 給与条例第41条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 3 特例期間においては、給与条例第38条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第39条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を任命権者が別に定める勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 特例期間においては、給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員に対する前3項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第9項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第1号から第3号までの規定中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から、当該除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額」とする。

（津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）第16条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第39条」とあるのは、「津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成25年津市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第6条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

（津市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、津市職員の育児休業等に関する条例（平成18

年津市条例第35号。以下「育児休業条例」という。) 第21条の規定の適用については、同条中「給与条例第39条」とあるのは、「津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例(平成25年津市条例第号)第2条第3項(同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第6条第3項において準用する場合を含む。)」とする。

(津市職員の修学部分休業に関する条例の特例)

第5条 特例期間においては、津市職員の修学部分休業に関する条例(平成18年津市条例第36号)第3条の規定の適用については、同条中「除して得た額」とあるのは、「除して得た額から、給料月額に12を乗じ、その額を任命権者が別に定める勤務時間で除した額に津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例(平成25年津市条例第号)第2条第1項に規定する支給減額率を乗じて得た額(津市職員の給与に関する条例附則第9項の規定の適用を受ける職員にあっては、給料月額に12を乗じ、その額を任命権者が別に定める勤務時間で除した額から当該額に100分の1.5を乗じて得た額(当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の給料月額を減じた額に12を乗じ、その額を任命権者が定める勤務時間で除して得た額)に相当する額を減じて得た額に津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例第2条第4項の規定により読み替えられた同条第1項に規定する支給減額率を乗じて得た額)に相当する額を減じた額」とする。

(津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第6条 特例期間においては、津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年津市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる号給又は職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	号給又は職務の級	割合
特定任期付職員給料表	1号給から4号給まで	100分の3.09

	5号給以上	100分の4.09
任期付職員給料表	2級以下	100分の1.59
	3級から6級まで	100分の3.09
	7級以上	100分の4.09

- 2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成25年津市条例第 号）第6条第1項の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる号給又は職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。
- 3 特例期間においては、第2条第2項及び同条第3項の規定は、第1項の適用を受ける職員に対する給与条例第41条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給及び勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第2条第2項第1号から第3号までの規定中「前項」とあるのは、「第6条第1項」と読み替えるものとする。

（端数計算）

第7条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
 （平成25年10月1日における号給の調整）
- 2 平成25年4月1日において39歳に満たない職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受ける職員及び任期付職員条例第7条第1項又は第9条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）を除く。）のうち、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において給与条例第9条第1項の規定により昇給した職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成25年10月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同

日に受けのこととなる号給の1号給（同日において37歳に満たない職員（同日において、除外職員である者を除く。）にあっては、2号給）上位の号給とする。

- 3 育児休業条例第10条第1号に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 4 前項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 5 育児休業条例第14条第2号に規定する短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第35号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額の支給に関する特例）

4 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における監査委員に対する給料月額の支給に当たっては、附則第2項の規定により算定した額から、第3条に規定する額の100分の5に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第36号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額の支給に関する特例）

- 9 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における市長に対する給料月額の支給に当たっては、附則第3項の規定により算定した額から、第2条第1号に規定する額の100分の10に相当する額を減ずる。
- 10 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における副市長に対する給料月額の支給に当たっては、附則第4項の規定により算定した額から、第2条第2号に規定する額の100分の8に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第37号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額の支給に関する特例）

3 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間における教育長に対する給料月額の支給に当たっては、前項の規定により算定した額から、第2条に規定する額の100分の5に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第38号

津市市税条例の一部を改正する条例

第1条 津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第34条の5の2を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第34条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金
- (2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体において収納されたもの
イ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項に規定する認可を受けた学校、同法第130条に規定する認可を受けた専修学校及び同法第134条第2項において準用する同法第4条第1項に規定する認可を受けた各種学校を設置する法人において収納されたもの

ウ 県外に主たる事務所を有する法人で、県内で社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を行う法人において取納されたもの

エ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

第47条の2第1項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とする。

第47条の5第1項中「当該年度の前年度において第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1」に改める。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附則第3条の2中「、第52条」を削り、「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算し

た割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第4条第1項中「日本銀行法」の次に「（平成9年法律第89号）」を加え、「（以下この項）を「（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項）に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第2項」に改める。」

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の5の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の5

の2第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第34条の5の2第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「第34条の5の2第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条の4の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。) 第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。) をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条 第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条 の2第3項	第35条の2まで、 第36条の2、第3 6条の5	第34条の3まで、第35条 (東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第11条の6第1項の 規定により適用される場合を含 む。)、第35条の2、第36 条の2若しくは第36条の5 (これらの規定が東日本大震災 の被災者等に係る国税関係法律 の臨時特例に関する法律第11 条の6第1項の規定により適用 される場合を含む。)
附則第17条 の3第1項	租税特別措置法第3 1条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係 る国税関係法律の臨時特例に 関する法律第11条の6第1項の規

		定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条 第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第21条の4第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失したことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失した旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第21条の5第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「「法附則第5条の4の2第5項」を「「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「附則第5条の4の2第6項」と、「

に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項まで」を「第13条の2第1項から第6項まで」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第26条中「、第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「、第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

第2条 津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条第4項中「第20条の2第1項の」を「第20条第1項の」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第6条の2第4項中「第20条の2第1項の」を「第20条第1項の」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第7条の4中「附則第19条第1項」の次に「、附則第19条の2第1項」を加え、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改める。

附則第16条の3の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第1項中「及び次項」及び「おいて、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第1項」を「利子所得及び配当所得については、第33条第1項」に、「配当所得の金額（以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第16条の2の11第3項で定めるところにより計算した金額（以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第2項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌

年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、同条第3項第1号、第3号及び第4号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第19条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第1項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第18条第6項」を「附則第18条第5項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第2項第1号」を「次項第1号」に改め、同条第2項第1号、第3号及び第4号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第19条の2を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第33条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において準用する前条第2項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項」とあるのは「附則第19条の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第19条の3から第20条までを削る。

附則第20条の2第2項中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第20条の3を削る。

附則第20条の4第2項中「附則第20条の4第1項」を「附則第20条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同項第2号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に、「附則第20条の4第4項」を「附則第20条の2第4項」に改め、同項第3号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条第6項中「附則第20条の4第3項」を「附則第20条の2第3項」に改め、同条を附則第20条の2とする。

附則第20条の5を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中津市市税条例第54条第5項及び第131条第4項の改正規定並びに同条例附則第26条の改正規定並びに附則第4条及び第5条の規定公布の日
- (2) 第1条中津市市税条例第34条の5の2の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第4条の2、第7条の4、第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号、第17条第3項第2号、第17条の2第3項、第18条第5項第2号、第19条第2項第2号、第20条の2第2項第2号、第20条の4及び第21条の4の改正規定並びに次条並びに附則第3条第3項及び第4項の規定 平成26年1月1日
- (3) 第1条中津市市税条例附則第7条の3の2第1項及び第21条の5の改

正規定並びに附則第3条第5項の規定 平成27年1月1日

(4) 附則第3条第1項の規定 平成28年1月1日

(5) 第1条中津市市税条例第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改

正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成28年10月1日

(6) 第2条及び附則第3条第6項の規定 平成29年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）

附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法第41条の12

第7項に規定する割引債（同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。）

について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条の4第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第21条の5の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

6 第2条の規定による改正後の津市市税条例附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の2までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第39号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第9条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

附則第9項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第7項の改正規定 公布の日

- (2) 附則第9項の改正規定及び次項の規定 平成26年1月1日
 - (3) 第6条第1項及び第9条第2号の改正規定 平成27年4月1日
- 2 改正後の津市国民健康保険条例附則第9項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前葉泰幸

津市条例第40号

津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

津市後期高齢者医療に関する条例（平成19年津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市後期高齢者医療に関する条例附則第4項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第41号

津市介護保険条例の一部を改正する条例

津市介護保険条例（平成18年津市条例第136号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市介護保険条例附則第7項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成25年9月27日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第42号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例
津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202
号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「延滞金の」の次に「年14.5パーセントの割合及び」を加
え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年
法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準
割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租
税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示さ
れた割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において
同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パ
ーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この
項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パ
ーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年
7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合
にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加
算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パ
ーセントの割合）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の津市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第5項の規定は、
延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、
同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 43 号

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例（平成 21 年津市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「延滞金の」の次に「年 14.5 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.5 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.25 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.25 パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.25 パーセントの割合を超える場合には、年 7.25 パーセントの割合）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市公共下水道事業区域外流入受益者分担金に関する条例附則第 3 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例に

よる。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 44 号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成 18 年津市条例第 232 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号の表中

「 津市立櫛形幼稚園	津市分部 1211 番地 1	を
津市立雲出幼稚園	津市雲出本郷町 1165 番地	
津市立片田幼稚園	津市片田井戸町 43 番地 8	
「 津市立雲出幼稚園	津市雲出本郷町 1165 番地	」に、
「 津市立白山幼稚園	津市白山町南出 493 番地	
津市立竹原幼稚園	津市美杉町竹原 2805 番地	を
「 津市立白山幼稚園	津市白山町南出 493 番地	」に

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 9 月 27 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 45 号

津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 18 年津市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

5 平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「5 万円」とあるのは、「3 万円」とする。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第36号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の部企画管理・事業担当の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 津市産業・スポーツセンターに係る管理及び運営の企画及び調整等に關すること。

別表第3スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表新産業スポーツ施設推進室の部施設推進担当の項中「新産業スポーツ施設」を「津市産業・スポーツセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

平成25年10月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第37号

平成25年10月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成25年津市条例第34号。以下「平成25年給与特例条例」という。）附則第2項の規定による平成25年10月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成20年1月1日及び平成21年1月1日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 平成25年給与特例条例附則第2項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、平成20年1月1日及び平成21年1月1日に津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第9条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

(1) 平成20年1月1日から平成25年10月1日（以下「調整日」という。）の前日までの間に新たに職員となった者であり、かつ、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）附則第5項の規定により号給を決定されたものであって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成19年10月1日以前となるもののうち、別に定める職員

(2) 平成20年1月1日以前において、休職にされていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間又は津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間がある職員であって、平成19年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、別に定める職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮するべきものとして別に定める職員

(この規則により難い場合の措置)

第3条 この規則により難い事情があると認められるときは、別段の定めをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 平成25年給与特例条例附則第2項の規定により号給を1号給又は2号給上位の号給とされた職員に対しては、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）第11条の規定にかかわらず、給料異動通知書によりその旨を通知するものとする。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

津市規則第38号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成20年1月1日から平成22年1月1日まで（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成20年1月1日から平成21年1月1日まで）の間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員（平成25年10月1日以後に新たに職員となり、同年4月1日において37歳に満たない者を除く。）

平成20年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 平成25年10月1日以後に新たに職員となり、同年4月1日において39歳以上45歳未満の者 平成20年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 平成25年10月1日以後に新たに職員となり、同年4月1日において37歳以上39歳未満の者 平成20年1月1日

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

津市訓令第7号

府中一般

出先機関

津市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

津市事務専決規程の一部を改正する訓令

津市事務専決規程（平成18年津市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2個別専決事項の表スポーツ文化振興部の表スポーツ振興課の項中

3 運動施設及びスポーツ公園の使用許可に関すること。	○				
3 運動施設及びスポーツ公園の使用許可に関すること。	○				
4 津市産業・スポーツセンターに係る管理及び運営の企画及び調整等に関すること。	軽易なもの	やや重要なもの	重要なもの	特に重要なもの	の

に改める。

別表第4個別専決事項の表スポーツ文化振興部スポーツ振興課の表新産業スポーツ施設推進室の項中「新産業スポーツ施設」を「津市産業・スポーツセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年10月1日から施行する。

津市告示第222号

平成25年産麦に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成25年9月18日

津市長 前葉泰幸

共済金支払額及び減収量等一覧

加入者	地域	地区	共済金支払額 (円)	減収量 (kg)	支払期日	支払方法
A	美里	長野	142,100	1,225	平成25年 9月27日	口座振込
B	美里	辰水	159,848	1,378		
C	美里	辰水	13,572	117		
D	白山	八ツ山	21,679	133		
4人	計		337,199	2,853		

津市告示第223号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成24年9月24日

津市長 前葉泰幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 5日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 5日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年 9月 6日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成25年 9月 10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 11日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 12日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成25年 9月 12日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第224号

津市榎原自然の森温泉保養館の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月27日

津市長 前葉泰幸

徴収業務を行う場所	受託者	委託期間
津市榎原自然の森温泉保養館	津市桜橋二丁目34番地1 イオンディライト株式会社東海支社 三重支店	平成25年10月1日から 平成29年3月31日まで

津市告示第225号

津市榎原自然の森の使用料の徴収業務の事務を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月27日

津市長 前葉泰幸

徴収業務を行う場所	受託者	委託期間
津市榎原自然の森	津市桜橋二丁目34番地1 イオンディライト株式会社東海支社 三重支店	平成25年10月1日から 平成29年3月31日まで

津市公告第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成25年9月13日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市半田字奥青谷3421番1ほか5筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市藤方901番地の6

有限会社鈴建コンサルタント 代表取締役 鈴木 直樹

津市一身田平野318番地の5

株式会社ハートランド 代表取締役 米倉 大策

津市公告第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月20日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成25年9月18日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市垂水字池ノ谷2795番1ほか4筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市垣鼻町1638番地43

有限会社マコト 代表取締役 山本 建浩

津市公告第149号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年9月24日

津市長 前葉泰幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

425092404

公 告 日	平成25年9月24日		業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成25年度営ス振第1-26号 津市安濃中央総合公園内体育館及び津市一志体育館天井改修工事に係る設計業務委託					
業 務 場 所	津市 安濃町田端上野及び一志町高野 地内					
業 務 概 要	改修(天井改修) 津市安濃中央総合公園内体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建 延面積5,999m ² 津市一志体育館 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)2階建 延面積2,833m ² ※上記に係る設計業務委託 一式					
期 間	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発 注 業 種	建築関係コンサルタント					
参 加 資 格 に 關 す る 項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門		
		建築一般 建築土法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること				
	所在地要件	市内本店				
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること			
	同種業務 実績要件					
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)			
設 計 図 書 の 閲 覧	その他の要件					
	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	1,250,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092405

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建ボ第1-3号 藤方西ポンプ場沈砂池しゅんせつ業務委託					
工 事 場 所	津市 藤方 地内					
工 事 概 要	機械しゅんせつ工 60m3					
工 期	契約締結の日から 平成25年11月29日 まで					
発注業種	しゅんせつ					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件	・産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること ・しゅんせつ機械(強力吸引車)を有すること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,174,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	無					
部 分 払	無					
その 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092406

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	市営住宅課		
工 事 名	平成24年度住補第10号 津市市営北口団地A外壁等改修工事					
工 事 場 所	津市 久居北口町 地内					
工 事 概 要	改修(外壁改修) 鉄筋コンクリート造3階建 延面積773.58m ² ※上記に係る塗装工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月10日 まで					
発注業種	塗装					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2		
		【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	8,598,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092407

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	平成25年度南道維第19号 雲出本郷町地内道路修繕工事					
工 事 場 所	津市 雲出本郷町 地内					
工 事 概 要	小型擁壁 16m3 表層 72m2					
工 期	契約締結の日から 平成25年12月13日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,486,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092408

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課					
工 事 名	平成25年度下建管公第4号 半田地内マンホール蓋取替工事								
工 事 場 所	津市 半田 地内								
工 事 概 要	蓋据付工 17箇所 蓋及び調整コンクリートブロック据付工 7箇所								
工 期	契約締結の日から 平成25年12月16日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前9時45分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	4,976,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

425092409

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津北工事事務所					
工 事 名	平成25年度北道維第22号 垂水及び半田地内道路修繕工事								
工 事 場 所	津市 垂水及び半田 地内								
工 事 概 要	側溝工 177m 集水樹・マンホール工 8箇所 表層 463m ²								
工 期	契約締結の日から 平成26年1月28日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前10時00分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	9,233,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

425092410

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第28号 災害用仮設便所貯留管設置工事（その5）					
工 事 場 所	津市 芸濃町雲林院 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径200~450mm) 18m 組立マンホール工 1箇所 ゲートバルブ付特殊マンホール工 1箇所 ます設置工 6箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月14日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・美里・安濃	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前10時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	7,672,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092411

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	平成25年度南道維第17号 森町地内道路修繕工事					
工 事 場 所	津市 森町 地内					
工 事 概 要	側溝工 44m 表層 368m ²					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】一志	【格付】D		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	2,587,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092412

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所					
工 事 名	平成25年度南道維第20号 久居一色町及び中村町地内道路修繕工事								
工 事 場 所	津市 久居一色町及び中村町 地内								
工 事 概 要	側溝工 55m 表層 55m2								
工 期	契約締結の日から 平成26年1月31日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B・A2・A1					
		【プロック】久居	【地区】一志	【格付】D					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで							
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前10時40分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	4,831,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

425092413

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	平成25年度南道維第18号 一志町井生地内道路修繕（舗装）工事					
工事場所	津市 一志町井生 地内					
工事概要	オーバーレイ工 1,520m ²					
工 期	契約締結の日から 平成25年12月3日 まで					
発注業種	舗装					
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地域・ 格付要件	【プロック】久居	【地区】一志	【格付】C・B・A		
		【プロック】久居	【地区】久居・白山・美杉	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設計図書等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	3,707,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092414

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第29号 白山第1処理分区公共下水道工事に伴う舗装復旧工事					
工 事 場 所	津市 白山町川口 地内					
工 事 概 要	切削オーバーレイ工 1,684m ² 管布設工(管径150mm) 23m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 1箇所 ます設置工 8箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月17日 まで					
発注業種	ほ装					
参 加 資 格 に 関 す る 項 目	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】白山・久居・一志・美杉	【格付】B・A		
		【プロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	12,939,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092415

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建教総第1号 津市白山乳幼児教育センター公共下水管接続工事					
工 事 場 所	津市 白山町南出 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径100mm) 37m 小型マンホール工 7箇所 浄化槽撤去工 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月31日 まで					
発注業種	管					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】久居	【地区】白山	【格付】C・B・A		
		【プロック】久居	【地区】一志・美杉	【格付】C・B		
		【プロック】久居	【地区】久居	【格付】C		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	津市下水道排水設備指定工事店であること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	3,447,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092416

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度営こ家第55号 津市橋南保育園便所改修工事					
工 事 場 所	津市 船頭町津興 地内					
工 事 概 要	改修(便所改修) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平家建 延面積565m ² ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月17日 まで					
発注業種	建築一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	9,484,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092417

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度宮家第57号 津市雲出保育園便所改修工事					
工 事 場 所	津市 雲出伊倉津町 地内					
工 事 概 要	改修(便所改修) 鉄筋コンクリート造平家建 延面積418m ² ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発注業種	建築一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前11時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	15,250,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092418

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	市営住宅課		
工 事 名	平成25年度住第4号 津市市営白塚団地3号館外部階段設置工事					
工 事 場 所	津市 白塚町 地内					
工 事 概 要	新築 鉄骨造 ※上記に係る建築工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月10日 まで					
発注業種	建築一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	22,591,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092419

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度営ス振第56号 津市安濃中央総合公園内野球場非常放送設備改修工事					
工 事 場 所	津市 安濃町田端上野 地内					
工 事 概 要	非常放送設備改修 非常業務兼用放送アンプ10局 360W 1組 スピーカ 46個 ※上記に係る電気設備工事 一式		自動火災報知設備改修 複合型受信機 非常放送対応型 火災10回路、ガス5回路 1面			
工 期	契約締結の日から 平成26年2月14日 まで					
発注業種	電気					
参 加 資 格 に 関 す る 項 目	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】A1・A2		
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2		
		【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	8,116,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092420

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度営産ス第53号 (仮称) 津市産業・スポーツセンター南側駐車場電気設備工事					
工事場所	津市 北河路町 地内					
工事概要	照明器具(ポールライト) 15基 ※上記に係る電気設備工事 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月31日 まで					
発注業種	電気					
参加資格 に関する 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設計図書等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	8,571,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092421

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道施設課		
工 事 名	平成25年度下施公補第2号 津第3-2処理分区及び津第3-3処理分区公共下水道マンホールポンプ設置工事					
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町 地内					
工 事 概 要	マンホールポンプ設置 一式 マンホールポンプ 口径65mm (2台×2箇所)					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月14日 まで					
発注業種	機械器具設置					
参 加 資 格 に 關 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された口径50mm以上の汚水ポンプの製作又は据付工事				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成23年10月1日～平成24年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで（指定の質問書を使用すること）				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午後1時20分					
	津市役所（本庁舎）7階 入札室					
予 定 価 格	17,919,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の 事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092422

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	久居総合支所市民課		
工 事 名	平成25年度久市第2-1号 津市久居斎場火葬炉その他修繕					
工 事 場 所	津市 森町 地内					
工 事 概 要	火葬炉修繕 一式 耐火台車修繕 一式 断熱扉修繕 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月17日 まで					
発注業種	タイル・れんが・ブロック					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	なし				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
		【ブロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり タイル・れんが・ブロック工事等で発注された斎場の火葬炉(耐火物)の設置工事又は修繕で契約金額が160万円以上				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成23年10月1日～平成24年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月4日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年9月27日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月1日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月4日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月9日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	1,874,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	免 除					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公團、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリング登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 					
	※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092423

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	建設整備課		
工 事 名	平成25年度建整道新補第5号 高茶屋小森町久居線道路改良工事					
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町 地内					
工 事 概 要	側溝工 261m 集水樹・マンホール工 1箇所 表層 177m ²					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月24日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	9,699,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092424

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課					
工 事 名	平成25年度下建公補第31号 災害用仮設便所貯留管設置工事(その7)								
工 事 場 所	津市 西丸之内			地内					
工 事 概 要	管布設工(管径200~450mm) 75m 組立マンホール工 1箇所 ゲートバルブ付特殊マンホール工 1箇所 小型マンホール工 3箇所 ます設置工 6箇所								
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで								
発注業種	土木一式								
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他の要件								
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで							
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」							
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで							
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時10分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	11,403,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

425092425

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課		
工 事 名	平成25年度農基補第1号 片田田中町地内水路改修工事					
工 事 場 所	津市 片田田中町 地内					
工 事 概 要	現場打開渠工 385m					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月14日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	11,490,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092426

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所					
工 事 名	平成25年度南道維環第6号 城山第12号線及び城山第22号線道路整備工事								
工事場所	津市 城山一丁目及び城山二丁目			地内					
工事概要	側溝工 309m 表層 384m ²								
工 期	契約締結の日から 平成26年2月21日 まで								
発注業種	土木一式								
参加資格 に関する 事項	建設業許可	特定・一般							
	所在地要件	市内本店							
	格付要件	あり							
	地域・ 格付要件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
		【プロック】	【地区】	【格付】					
	同種工事 実績要件								
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)						
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)						
	その他要件								
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで							
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」							
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで							
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811							
設計図書等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)							
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答							
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333							
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)							
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着							
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課宛							
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時30分								
	津市役所(本庁舎)7階 入札室								
予 定 価 格	13,126,000		円 (税抜き)						
最 低 制 限 価 格	有								
入 札 保 証 金	免 除								
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上								
前 金 払	有								
部 分 払	無								
その他の 事項	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>								

事後審査型条件付一般競争入札

425092427

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課		
工 事 名	平成25年度農基第2号 野田地内農道拡幅工事					
工 事 場 所	津市 野田 地内					
工 事 概 要	プレキャスト水路工 221.9m 集水樹工 10箇所 表層 355m ²					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	15,851,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092428

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建消総補第3号 城山二丁目地内耐震性防火水槽（60m ³ 級）設置工事					
工事場所	津市 城山二丁目 地内					
工 事 概 要	耐震性防火水槽工 1基					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前9時50分					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	19,904,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>					

事後審査型条件付一般競争入札

425092429

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津北工事事務所		
工 事 名	平成25年度北道維環第6号 野田地内道路整備工事					
工 事 場 所	津市 野田 地内					
工 事 概 要	側溝工 234m 集水桟・マンホール工 5箇所 コンクリートブロック工 275m ² 表層 551m ² 照明工 1基					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	23,339,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092430

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津駅前北部土地区画整理事務所		
工 事 名	平成25年度区画補第3号 津駅前北部土地区画整理事業に伴う下水道管布設等工事（その1）					
工 事 場 所	津市 栄町四丁目ほか2町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150~250mm) 138m 組立マンホール工 2箇所 小型マンホール工 4箇所 集水樹工 9箇所 宅地整地 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月14日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	25,269,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 					

事後審査型条件付一般競争入札

425092431

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	津南工事事務所		
工 事 名	平成25年度南道維第16号 高茶屋小森町及び高茶屋小森上野町地内排水路改修工事					
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町及び高茶屋小森上野町 地内					
工 事 概 要	側溝工 156m 函渠工 106m 集水桟・マンホール工 10箇所 表層 1,253m ²					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月7日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項 目	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	27,353,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092432

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第26号 津第3-1処理分区公共下水道工事					
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 459m 組立マンホール工 3箇所 小型マンホール工 3箇所 ます設置工 26箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	44,189,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092433

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第33号 棕本処理区公共下水道工事(その2)					
工 事 場 所	津市 芸濃町棕本 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 417m 組立マンホール工 8箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 14箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	あり				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】B・A2・A1		
		【プロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前10時45分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	38,780,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092434

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第27号 津第3-2処理分区公共下水道工事					
工 事 場 所	津市 高茶屋小森町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径75~150mm) 696m 組立マンホール工 11箇所 小型マンホール工 11箇所 ます設置工 32箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	50,170,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092435

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	下水道建設課		
工 事 名	平成25年度下建公補第34号 津北部第1処理分区公共下水道工事					
工 事 場 所	津市 白塚町 地内					
工 事 概 要	管布設工(管径150~800mm) 416m 組立マンホール工 5箇所 小型マンホール工 8箇所 ます設置工 25箇所					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月17日 まで					
発注業種	土木一式					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A1・A2				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前11時15分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	51,085,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092436

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	道路等特定事項推進室		
工 事 名	平成25年度道特産ス第3号 (仮称)津市産業・スポーツセンター南側駐車場舗装工事(その2)					
工 事 場 所	津市 北河路町 地内					
工 事 概 要	表層 5,025m ² 上層路盤 1,470m ² 下層路盤 3,540m ² プレキャストカルバート工 101m					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月24日 まで					
発注業種	ほ装					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	有才グラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午前11時30分					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	38,646,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092437

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	市営住宅課		
工 事 名	平成24年度住補第9号 津市市営高洲町アパート5号館外壁等改修工事					
工 事 場 所	津市 高洲町 地内					
工 事 概 要	改修(外壁改修) 鉄筋コンクリート造4階建 延面積1,297m ² ※上記に係る塗装工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月10日 まで					
発注業種	塗装					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A 1				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	15,000,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092438

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	市営住宅課		
工 事 名	平成24年度住補第8号 津市市営藤方団地1号館外壁等改修工事					
工 事 場 所	津市 藤方 地内					
工 事 概 要	改修(外壁改修) 鉄筋コンクリート造5階建 延面積1,753m ² ※上記に係る塗装工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年2月28日 まで					
発注業種	塗装					
参 加 資 格 に 関 す る 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A 1				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(仕上げ)又は同等以上の者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	27,706,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092439

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度宮生学第58号 津市敬和公民館空調設備改修工事					
工 事 場 所	津市 寿町 地内					
工 事 概 要	空調設備改修 空冷ヒートポンプ式エアコン 10組 ※上記に係る空調設備工事 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年1月28日 まで					
発注業種	管					
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般				
	所在地要件	市内本店				
	格付要件	A				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件					
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)			
	その他の要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	㈲オグラ 津市垂水2870-20 Tel059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午後1時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	15,834,000		円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その他の	• 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。					

事後審査型条件付一般競争入札

425092440

公 告 日	平成25年9月24日		工 事 担 当 課	営繕課		
工 事 名	平成25年度営環施補第44号 旧安芸美清掃センター廃焼却施設解体撤去工事					
工 事 場 所	津市 芸濃町北神山 地内					
工 事 概 要	解体撤去 旧安芸美清掃センター廃焼却施設 鉄骨・鉄筋コンクリート造2階地下1階建 延面積576m ² 車庫、外構その他 煙突(地上25m、2本) ダイオキシン類対策 機械設備撤去 ※上記に係る解体工事等 一式					
工 期	契約締結の日から 平成26年3月24日 まで					
発注業種	とび・土工・コンクリート					
参 加 資 格 に 關 す る 事 項	建設業許可	特定				
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等				
	格付要件	なし				
	地 域 ・ 格 付 要 件	【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
		【プロック】	【地区】	【格付】		
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請実績で以下のとおり 一般廃棄物焼却処理施設で焼却処理能力16t/8h以上の施設解体撤去工事				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)			
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)			
	その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成23年10月1日～平成24年9月30日)				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所・津市ホームページ「入札情報」				
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成25年10月11日 まで				
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811				
設 計 図 書 等 に 關 す る 質 問	提 出 期 限	平成25年10月2日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)				
	回 答 日	平成25年10月8日 ホームページにて回答				
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333				
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)				
	提 出 期 限	平成25年10月11日 必着				
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株) 津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛				
開 札 日 時 及 び 場 所	平成25年10月16日 午後1時30分					
	津市役所(本庁舎)7階 入札室					
予 定 価 格	76,736,000 円 (税抜き)					
最 低 制 限 価 格	有					
入 札 保 証 金	免 除					
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上					
前 金 払	有					
部 分 払	無					
その 他	<ul style="list-style-type: none"> 本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。 配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 					

津市公告第150号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成25年度営産ス継第49号
津市産業・スポーツセンター建築工事
- (2) 工事場所 津市北河路町及び納所町地内
- (3) 工事概要 新築工事 一式
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート
造）2階建
延面積20, 470m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から770日間
- (5) 予定価格 5, 441, 649, 000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件
- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
 - ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の

申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一でないこと。（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合）
- カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行うこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- エ 審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された本工事と同種工事で、過去10年間（平成15年度以降）に施工が完了した、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
 - ・延床面積8,000m²以上の屋内スポーツ施設又は多目的ホール若しくは劇場の新築工事
- キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の
総合評定値が、800点以上の者

オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で
配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事してい
る場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。な
お、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必
ずしも専任を要しない。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において
連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「
入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結
成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の
認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定
建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設
工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）午後5
時まで

- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記2(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工

事内容等が確認できる書類)

- ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
- ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのもの）
- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月31日（木）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めるものとする。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年9月30日（月）から11月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事事務所及び津南工事事務所並びに津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アと同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成25年10月9日（水）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成25年10月16日（水）までに津市ホームページ「

「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成25年10月25日（金）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成25年11月1日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成25年11月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年11月12日（火）午前9時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。

(9) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第151号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成25年度営産ス継第52号
津市産業・スポーツセンター給排水衛生設備工事
- (2) 工事場所 津市北河路町及び納所町地内
- (3) 工事概要 新築工事 一式
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート
造）2階建
延面積20, 470m²
※上記に係る給排水衛生設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から770日間
- (5) 予定価格 722, 781, 000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件
- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
 - ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の

申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一でないこと。（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合）

カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行うこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において管工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- エ 審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の管工事の総合評定値が、1100点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された本工事と同種工事で、過去10年間（平成15年度以降）に施工が完了した、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
 - ・延床面積8,000m²以上の建築物の新築工事に係る給排水衛生設備工事
- キ 本工事の施工現場に、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において管工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者

- エ 管工事に係る格付区分がAの者
- オ 本工事の施工現場に、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 委任状
- オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
- カ 配置予定技術者等届出書
- キ 上記2(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
- ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

- ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのもの）
- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月31日（木）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めるものとする。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年9月30日（月）から11月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事事務所及び津南工事事務所並びに津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アと同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成25年10月9日（水）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成25年10月16日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成25年10月25日（金）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成25年11月1日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成25年11月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年11月12日（火）午前9時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (9) 本件入札は、「平成25年度営産ス継第49号津市産業・スポーツセンター建築工事」の入札が中止又は不調のときは、入札を中止する場合があ

る。

⑩ 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第152号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成25年度営産ス継第51号
津市産業・スポーツセンター空調設備工事
- (2) 工事場所 津市北河路町及び納所町地内
- (3) 工事概要 新築工事 一式
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート
造）2階建
延面積20, 470m²
※上記に係る空調設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から770日間
- (5) 予定価格 755, 220, 000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件
- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
 - ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の

申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一でないこと。（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合）
- カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行うこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において管工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- エ 審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の管工事の総合評定値が、1100点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された本工事と同種工事で、過去10年間（平成15年度以降）に施工が完了した、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
 - ・延床面積8,000m²以上の屋内スポーツ施設又は多目的ホール若しくは劇場の新築工事に係る空調設備工事
- キ 本工事の施工現場に、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、管工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において管工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（管工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者

- エ 管工事に係る格付区分がAの者
- オ 本工事の施工現場に、一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 委任状
- オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
- カ 配置予定技術者等届出書
- キ 上記2(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
- ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

- ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのもの）
- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月31日（木）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めるものとする。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年9月30日（月）から11月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事事務所及び津南工事事務所並びに津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成25年10月9日（水）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成25年10月16日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成25年10月25日（金）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成25年11月1日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成25年11月8日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成25年11月12日（火）午前10時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（1回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (9) 本件入札は、「平成25年度営産ス継第49号津市産業・スポーツセンター建築工事」の入札が中止又は不調のときは、入札を中止する場合があ

る。

⑩ 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第153号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により公告します。

平成25年9月30日

津市長 前葉泰幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成25年度営産ス継第50号
津市産業・スポーツセンター電気設備工事
- (2) 工事場所 津市北河路町及び納所町地内
- (3) 工事概要 新築工事 一式
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート
造）2階建
延面積20, 470m²
※上記に係る電気設備工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から770日間
- (5) 予定価格 853, 728, 000円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札とするので、本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日から請負契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件をすべて満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とする。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件
- ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者
 - イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」という。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
 - ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の

申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。

イ 運営形態は、すべての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。

ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、30%以上であること。

エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。

オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一でないこと。（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合）

カ 構成員の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行うこと。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本工事の請負契約が締結された日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいう。）を有する者
- エ 審査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の電気工事の総合評定値が、1100点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された本工事と同種工事で、過去10年間（平成15年度以降）に施工が完了した、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とする。）
 - ・延床面積8,000m²以上の建築物の新築工事に係る電気設備工事
- キ 本工事の施工現場に、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者で、電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において電気工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（電気工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 電気工事に係る格付区分がA1の者

才 本工事の施工現場に、一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、契約する時点で他の工事の完成検査が終了していること。なお、契約締結後において工事現場が不稼働であることが明確な期間は必ずしも専任を要しない。）

カ 上記(5)才に掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

- (1) 配付期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格の確認等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければならない。なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間 平成25年9月30日（月）から10月23日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当
- (3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めない。
- (4) 提出書類
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し
 - ウ 使用印鑑届
 - エ 委任状
- オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書
- カ 配置予定技術者等届出書
- キ 上記2(4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）
 - ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し
 - ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審

査基準日が平成23年10月1日から平成24年9月30日までのもの)

- コ 配置予定技術者の資格証の写し
- サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- ス 施工計画書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

- ア 入札参加資格の審査結果は、平成25年10月31日（木）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知する。
- イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から2日以内に書面により説明を求めることができるものとする。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成25年9月30日（月）から11月8日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当、津市建設部津北工事事務所及び津南工事事務所並びに津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市垂水2870-20
(有)オグラ（電話 059-228-9811）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成25年10月9日（水）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。
- イ 回答方法 平成25年10月16日（水）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成25年10月25日（金）午後5時までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出すること。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

イ 回答方法 平成25年11月1日（金）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載する。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出すること。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めない。

（1）入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成25年11月8日（金）までに必着

（2）入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

（1）日時 平成25年11月12日（火）午前10時30分から

（2）場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除する。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができる。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 応募資料に虚偽の記載があるとき。
- (3) 応募資料に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札金額が予定価格を超えたとき。
- (10) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (11) 入札金額を訂正しているとき。
- (12) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (13) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (14) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (16) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (19) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (20) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (21) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設ける。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的

に開示してはならない。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とする。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとする。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示すること。なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。
- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とする。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがある。なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しない。
- (9) 本件入札は、「平成25年度営産ス継第49号津市産業・スポーツセンター建築工事」の入札が中止又は不調のときは、入札を中止する場合がある。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成25年9月19日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市芸濃町椋本字東豊久野3000番1、3001番

3 許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県名古屋市緑区東神の倉一丁目617番地1

宮田哲彦

津市公告第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成25年9月30日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成25年9月20日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市藤方字茨ク子1652番、藤方字山ノ越1884番1ほか22筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県恵那市土井町180番地の1

株式会社バロー 代表取締役 田代 正美

津市教育委員会告示第11号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成25年9月26日

津市教育委員会

委員長 中 湖 喬

- 1 招集の日時 平成25年9月27日（金） 午後4時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 平成25年度津市教育功労者表彰について

津市選挙管理委員会告示第63号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定により、芸濃北部土地改良区総代会総代選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成25年9月17日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 選挙期日 | 平成25年9月24日 |
| 2 投票の時間 | 午前9時00分から午後5時00分 |
| 3 選挙すべき総代の数 | 36人 |

津市選挙管理委員会告示第64号

平成25年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成25年9月17日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

1 選挙長

住 所	氏 名
○○○○○○○○○○○○○○○○	松田 実

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所	氏 名
○○○○○○○○○○○○○○○○	伊藤 椙

津市選挙管理委員会告示第65号

平成25年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成25年9月17日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

選挙立会人

住 所	氏 名
○○○○○○○○○○○○○○○○	古市 忠生
○○○○○○○○○○○○○○○○	横山 秀夫

津市選挙管理委員会告示第66号

平成25年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成25年9月17日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

掲示場 津市芸濃庁舎

津市選挙管理委員会告示第67号

平成25年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成25年9月25日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

記

別紙のとおり

住 所	氏 名
三重県津市芸濃町椋本520番地1	駒田 巧
三重県津市芸濃町椋本487番地	横山 文弘
三重県津市芸濃町椋本499番地1	堀 敏郎
三重県津市芸濃町椋本660番地	伊藤 俊夫
三重県津市芸濃町椋本637番地4	伊藤 修
三重県津市芸濃町椋本647番地1	長谷川 渡
三重県津市芸濃町椋本743番地	駒田 喜勝
三重県津市芸濃町椋本5131番地11	竹尾 敏一
三重県津市芸濃町椋本4372番地1	北山 安生
三重県津市芸濃町椋本5253番地	横山 恒一
三重県津市芸濃町椋本752番地1	横山 弘眞
三重県津市芸濃町椋本803番地1	堀 秀一
三重県津市芸濃町椋本1806番地	伊藤 幹夫
三重県津市芸濃町椋本1874番地2	古市 長生
三重県津市芸濃町椋本1822番地5	古市 常信
三重県津市芸濃町椋本1786番地	中村 正浩
三重県津市芸濃町椋本2719番地2	駒田 正
三重県津市芸濃町椋本1935番地1	吉井 教生
三重県津市芸濃町椋本4737番地2	楠井 昇
三重県津市芸濃町椋本3522番地5	臼井 守弘
三重県津市芸濃町多門932番地	山川 昇
三重県津市芸濃町多門836番地3	海野 文夫
三重県津市芸濃町椋本1128番地3	高士 宗昭
三重県津市芸濃町多門14番地2	岡本 隆夫
三重県津市芸濃町林215番地1	前川 稔
三重県津市芸濃町林1318番地	林 克昌
三重県津市芸濃町萩野47番地1	落合 貢
三重県津市芸濃町萩野709番地	松田 憲彦
三重県津市芸濃町北神山309番地1	駒田 清範
三重県津市高野尾町1897番地71	赤塚 浩嗣
三重県津市芸濃町椋本581番地	駒田 敏博
三重県津市芸濃町椋本437番地2	横山 訓
三重県津市芸濃町椋本6120番地1	小粥 文夫
三重県津市芸濃町椋本1919番地2	北山 秀行
三重県津市芸濃町椋本3124番地1	高士 常男
三重県津市芸濃町椋本3659番地1	村田 幸三

津市選挙管理委員会告示第68号

平成25年9月24日執行の芸濃北部土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成24年9月25日

津市選挙管理委員会
委員長 坂口 賢次

記

別紙のとおり

住 所	氏 名
三重県津市芸濃町椋本520番地1	駒田 巧
三重県津市芸濃町椋本487番地	横山 文弘
三重県津市芸濃町椋本499番地1	堀 敏郎
三重県津市芸濃町椋本660番地	伊藤 俊夫
三重県津市芸濃町椋本637番地4	伊藤 修
三重県津市芸濃町椋本647番地1	長谷川 渡
三重県津市芸濃町椋本743番地	駒田 喜勝
三重県津市芸濃町椋本5131番地11	竹尾 敏一
三重県津市芸濃町椋本4372番地1	北山 安生
三重県津市芸濃町椋本5253番地	横山 恒一
三重県津市芸濃町椋本752番地1	横山 弘眞
三重県津市芸濃町椋本803番地1	堀 秀一
三重県津市芸濃町椋本1806番地	伊藤 幹夫
三重県津市芸濃町椋本1874番地2	古市 長生
三重県津市芸濃町椋本1822番地5	古市 常信
三重県津市芸濃町椋本1786番地	中村 正浩
三重県津市芸濃町椋本2719番地2	駒田 正
三重県津市芸濃町椋本1935番地1	吉井 教生
三重県津市芸濃町椋本4737番地2	楠井 昇
三重県津市芸濃町椋本3522番地5	臼井 守弘
三重県津市芸濃町多門932番地	山川 昇
三重県津市芸濃町多門836番地3	海野 文夫
三重県津市芸濃町椋本1128番地3	高士 宗昭
三重県津市芸濃町多門14番地2	岡本 隆夫
三重県津市芸濃町林215番地1	前川 稔
三重県津市芸濃町林1318番地	林 克昌
三重県津市芸濃町萩野47番地1	落合 貢
三重県津市芸濃町萩野709番地	松田 憲彦
三重県津市芸濃町北神山309番地1	駒田 清範
三重県津市高野尾町1897番地71	赤塚 浩嗣
三重県津市芸濃町椋本581番地	駒田 敏博
三重県津市芸濃町椋本437番地2	横山 訓
三重県津市芸濃町椋本6120番地1	小粥 文夫
三重県津市芸濃町椋本1919番地2	北山 秀行
三重県津市芸濃町椋本3124番地1	高士 常男
三重県津市芸濃町椋本3659番地1	村田 幸三